

水戸市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険等加入の要件化について

平成29・30年度入札参加資格審査申請（定期受付）に必要な要件として、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入を条件としております。なお、法令に基づき適用を除外されている場合（建設国保や全国土木建築国保等の国民健康保険組合に加入）は、社会保険等に加入しているものとみなします。

2 申請受付工種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29工種になります。

なお、土木、建築、電気、管、舗装の5工種は3ランク制、水道は2ランク制による格付を行います。

3 有資格請負業者名簿登録の有効期間

平成31年6月30日まで（有効期間の始期については、「平成29・30年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

4 入札参加資格の登録

申請にあたり、以下の項目に該当した場合は、入札参加資格の登録ができませんのでご注意ください。

- (1) 本店の所在地が水戸市外にある建設業者で、6工種を超える申請をしたとき。（登録する工種の数は6工種以内で申請してください。）
- (2) 水戸市外に本社のある建設業者（本市に建設業法に基づく営業所等を有する者を除く。）で総合評定値通知書による数値及び水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第9条の規定による主観数値を合計した数値が400点未満であるとき。
- (3) 当該名簿登録後に資格取消し（水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第15条の3）となった業者で、同一有効期間内の申請のとき。

5 名簿の公表

有資格請負業者名簿については、閲覧（水戸市情報公開センター及び契約検査課）及びインターネット（水戸市契約検査課ホームページ）で公表します。**なお、郵送による登録結果の通知は行いませんのでご了承ください。**

6 個別書類について

水戸市に入札参加申請をする方は必須

書類名	備考
個別書類チェック表	個別書類の有無に関わらず、 水戸市に入札参加申請をする方は必ず 提出してください。
契約行為年間委任状（様式あり）	契約権限を委任する場合 のみ添付してください。 なお、委任先は、建設業法第3条第1項の規定による営業所のみとし、建設業法の許可を得ていない部署への委任は行わないでください。

7 その他個別書類について（ただし、**市内本店業者のみ**）

本店の所在地が水戸市内にある建設業者で、下表の項目の加点を希望する場合のみ提出してください。

項目	書類名
1. 次世代育成支援対策推進法又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、一般事業主行動計画を策定している建設業者	茨城労働局に提出した一般事業主行動計画策定届の写し（受領印が押印されているもの） ・様式第一号（第一条及び第二条関係） ・様式第1号（省令第一条及び第五条関係） ・様式第2号（次世代則第一条の二及び第二条並びに女活省令第一条及び第五条関係）
2. 国家資格等を有する技術職員を雇用した建設業者 （平成27年1月1日以降の雇用）	① 雇用関係を証明するための書類（平成27年1月1日以降発行） 次のいずれかの写し（所属建設業者名が記載されていること） ・健康保険被保険者証 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書 ② 建設業法に基づく主任技術者となり得る国家資格等の写し ※主任技術者となり得る国家資格等を有する技術職員を、平成27年1月1日の基準日以降に雇用した場合が該当します。
3. 雇用している職員が国家資格等を取得した建設業者 （平成27年1月1日以降の取得）	① 雇用関係を証明するための書類 次のいずれかの写し（所属建設業者名が記載されていること） ・健康保険被保険者証 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書 ② 建設業法に基づく主任技術者となり得る国家資格等の写し （平成27年1月1日以降発行） ※雇用している職員が、平成27年1月1日の基準日以降に主任技術者となり得る国家資格等を取得した場合が該当します。
（注） 上記項目2, 3は、重複加点なし	

※主観数値の加点については、茨城県との共同受付申請時の調書に基づいておりますのでご留意願います。